

# すべての人が安心できる安全衛生環境を促進。

## 安全衛生マネジメントシステム

当社は2018年11月28日に建設業労働安全衛生マネジメントシステム(NEW COHMS)が全社で認定されました。

2022年8月1日に安全衛生管理標準の改訂版を発行し、事業活動に伴う労働災害、公衆災害、交通事故の防止と安全衛生水準の向上に努めています。

### 工事部門における重点管理項目

#### 【重機・車両に関する災害の防止】

- ①立入禁止措置と重機の安全補助装置の設置活用
- ②誘導者の配置
- ③オペレーター、作業員への教育指導(作業手順、KY活動、安全巡視)

#### 【道路の陥没事故防止】

- ①道路管理者の承諾と確実な施工
- ②点検の実施と異常時の措置

#### 【架空線等上空施設・地下埋設物・重要構造物の損傷事故防止】

- ①管理者の立合いと事前の確認調査
- ②目印表示等の設置による見える化
- ③「公共物近接作業実施要領」による指導と事故災害事例の活用による啓発

#### 【安全管理向上のための教育の充実】

- ①安全衛生環境教育の充実
- ②施工検討会での安全品質管理の検討
- ③作業員に対する安全教育の充実

#### 【働き方改革と健康障害の防止】

- ①時間外労働の削減と休日取得
- ②特定業務従事者健康診断の受診、医師の就労制限意見の尊重

### 建築部門における重点管理項目

#### 【墜落転落災害の撲滅】

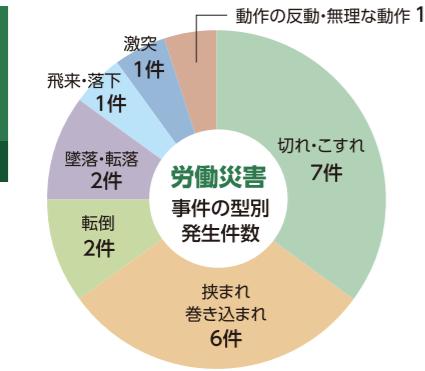
- ①工事検討会(鉄骨工事・足場組立解体工事)の実施と日常点検の実施
- ②墜落制止用器具(フルハーネス型、胴ベルト型)の適切な着用および使用の周知・指導の徹底

#### 【建設機械等の稼働に関する災害の防止】

- ①クレーンなどの機械使用時の計画の立案とその確実な実施
- ②作業員および搬入出車輛運転手に対するルールの周知
- ③人と重機との接触を物理的および機械的に回避する方策の実施

### 2022年の事故・災害発生状況

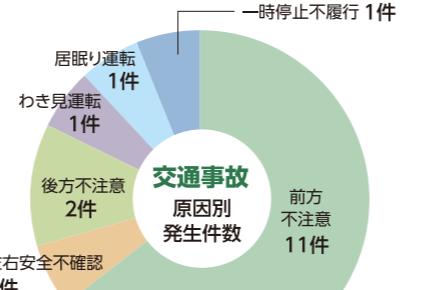
#### 総 活



労働災害は20件(前年36件、前々年23件)発生しました。工事の労働災害は19件、合材工場で発生した労働災害は1件でした。『切れ・こすれ』『挿まれ・巻き込まれ』が多発しました。



物損事故は31件(前年44件、前々年17件)発生しました。地上・上空物の事故が約半数を占めました。人身事故は2件発生しました。



交通事故は17件でした。(前年22件、前々年19件)『前方不注意』による交通事故が多発し、全発生件数の64.7%でした。

### 2023年安全目標

<b>重大災害</b>	<b>ゼロ</b>
<b>公衆災害(第三者人身災害)</b>	<b>ゼロ</b>
<b>度数率</b>	<b>0.75以下(休業1日以上)</b> (統計外含む)
<b>災害率</b>	<b>2.00以下(不休災害以上)</b> (統計外含む)
<b>度数率</b>	$\frac{\text{休業1日以上の労働災害による死傷者数}}{\text{延べ労働時間}} \times 1,000,000$ (小数点3位以下は四捨五入)
<b>災害率</b>	$\frac{\text{不休災害以上の労働災害による死傷者数}}{\text{延べ労働時間}} \times 1,000,000$ (小数点3位以下は四捨五入)

## パトロールの実施

当社では以下のようなパトロールを実施し、事故災害の撲滅に努めています。

### 社長パトロール

社長によって行われるパトロールです。



### 本社安全環境部によるパトロール

安全週間、年末年始、年度末に合わせて行われるパトロールを含め、本社安全環境部が隨時行う現場や工場のパトロールです。このパトロールでは安全、環境、品質の一元化の考えに基づき安全だけではなく、当社が認証取得している品質マネジメントシステム、環境マネジメントシステムの内部監査も兼ねた巡回を行っています。

### 支社、工事事務所によるパトロール

支社長をはじめとする支社幹部や工事事務所長によってパトロール計画に則り定期的に行われる安全パトロールを実施しています。

### 事業主パトロール

協力会社の事業主によって毎月2回以上行われる安全パトロールです。



## 協力会社との係わり

### 職長への教育について

建設業の担い手不足は業界が抱えている問題です。

当社は安全衛生環境協力会の正会員協力会社に所属する職長が、安全管理能力や施工管理能力と積算能力、生産性・利益向上を目的として、全国で「職長への教育」を実施しています。



### マイスター職長制度について

当社の施工現場において労働災害防止と品質のさらなる向上を図ることは、喫緊の課題です。そのためには協力会社の優秀な職長を確保することは必要不可欠です。

「大成ロテックマイスター職長制度」は、優秀な職長を当社の施工現場に確保すると共に技術・技能を継承するために優良技能者報酬制度として2016年に定めたものです。



### マイスター職長の認定条件

1 安全衛生環境協力会正会員の協力会社に所属し、当該会社に5年以上勤務している「現場施工に直接かかわる職長」で災害防止活動、職長会活動、職場(現場)環境改善、品質の向上・確保に積極的に協力し作業指揮等の能力が高く、実績・貢献度などが総合的に優秀な者。

#### 2 認定基準

- 1 協力会社の正会員の社員で該当会社に5年以上勤務している者。
- 2 工事部主催の「職長への教育」を1回以上受講し成績が優秀な者。
- 3 職長・安責者教育終了後、5年以上現場に携わった者。
- 4 能力向上教育修了者。
- 5 新CFT又は、RST資格保持者であり協力会社に職長教育が実施できる者。
- 6 特別教育インストラクター資格取得に意欲がある者。
- 7 認定時に、新CFT又はRST資格を保有していないが、認定後1年内に新CFT又はRST資格を取得できる者。
- 8 CCUS登録をしている者。

#### 3 スーパーマイスター

マイスター職長として3年間以上施工現場に従事し直近3年間の平均就労日数が年間100日以上で本人および指揮下の作業員が無事故・無災害であり実績・貢献度などが特に優秀な者。

\*以下のいずれかに該当する場合は、認定から除外する。

- (1)68歳に到達した者。
- (2)過去1年間に当社施工現場にて重大な公衆災害並びに休業4日以上の労働災害を発生させた協力会社に所属する者。(重大な公衆災害については、事故発生後当社が判断する。)